
消費者の安全と知る権利

手引き本編では51-52ページ



解説

食品表示法によって消費者等に販売される全ての食品に食品表示が義務付けられています。

- 2015年に**食品表示法**が施行され、食品の表示に関する包括的な制度がつくられました。具体的な表示ルールは食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）によって定められており、食品製造業者、加工業者、輸入業者、販売者の皆さまはこの基準の遵守が義務付けられています。
- 表示ルールについては、消費者庁の「**早わかり食品表示ガイド**」（令和5年3月版・事業者向け）に整理されているので、表示ルールを知りたい方はこのガイドを参考にするといいでしょう。

「早わかり食品表示ガイド」は消費者庁のウェブサイトから入手することができます。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms202_230324_02.pdf





解説

食品の種類別の表示基準

	種類	表示事項
生鮮食品	農産物	「名称」、「原産地」／等
	畜産物	「名称」、「原産地」／等
	水産物	「名称」、「原産地」／等
	玄米及び精米	「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「調製時期、精米時期または輸入時期」、「食品関連事業者の氏名または名称、住所及び電話番号」
加工食品		「名称」、「保存の方法」、「消費期限または賞味期限」、「原材料名」、「添加物」、「原料原産地名」、「内容量または固形量及び内容総量」、「栄養成分の量及び熱量」、「食品関連事業者の氏名または名称及び住所」、「製造所または加工所の所在地及び製造者または加工者の氏名または名称」／等
特定保健用食品		「特定保健用食品である旨」、「許可等を受けた表示の内容」、「一日当たりの摂取目安量」／等
機能性表示食品		「機能性表示食品である旨」、「科学的根拠を基にした機能性について、消費者庁長官に届け出た内容」、「届出番号」、「一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量」、「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨」、「疾病の診断、治療、予防を目的にしたものではない旨」／等

（出所）消費者庁「早わかり食品表示ガイド〈事業者向け〉～食品表示基準に基づく表示～」（令和5年3月版）、1頁に基に作成。



解説

■ 加工食品を消費者向けに販売する際には、以下の9つの項目の表示が必要です（食品表示基準第3条第1項）。

項目	内容
名称	■ 加工食品の内容を表す一般的な名称の表示。
保存の方法	■ 開封前の保存方法を、食品の特性に従い表示。例：「直射日光を避け、常温で保存すること」
消費期限または賞味期限	■ 品質が急速に劣化する食品には「消費期限」、それ以外の食品には「賞味期限」を表示。
原材料名	■ 使用した原材料に占める重量の割合が高いものから順番に、その最も一般的な名称により表示。
添加物	■ 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤、キャリーオーバーを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順番に、その添加物の物質名を表示。
内容量または固形量 及び内容総量	■ 内容重量（グラムまたはキログラム）、内容体積（ミリリットルまたはリットル）、または内容数量（個数等）を表示。
栄養成分の量及び熱量	■ 容器包装に入れられた一般用加工食品には、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量を表示。 ■ 栄養成分の量及び熱量は、100グラム、100ミリリットル、一食分、一包装分などの「食品単位」当たりの量を表示。
食品関連事業者の氏名 または名称及び住所	■ 食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名または名称及び住所を表示。
製造所または加工所の所在地 及び製造者または加工者の 氏名または名称等	■ 製造所または加工所の所在地及び製造者または加工者の氏名または名称を表示。



解説

- 下記に挙げる特定原材料を原材料とする加工食品や特定原材料に由来する添加物を含む食品には、**アレルギーの表示が義務**付けられています（食品表示基準第3条第2項、別表第14）
- これらの原材料を含んでいる場合は、特定原材料などを含むことがわかるように原材料名の直後に括弧で「（〇〇）を含む」と表示してください。
- アレルギーを適切に表示することは、食物アレルギーを持つ消費者を**健康危害から守る**ことにつながります。

特定原材料 8品目 （アレルギー表示を義務付け）

えび、かに、くるみ（※）、小麦、そば、卵、乳（乳成分）、落花生（ピーナッツ）

（※）くるみの義務表示化は、2025年3月31日まで経過措置が設けられています。

特定原材料に準ずるもの 20品目 （アレルギー表示を推奨）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

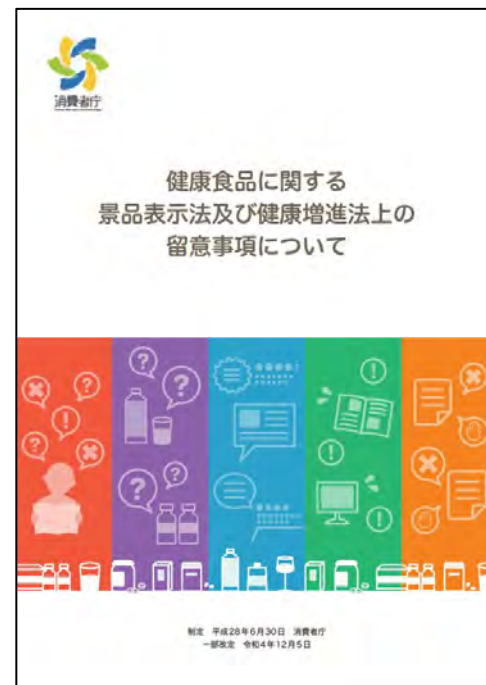
（出所）消費者庁「早わかり食品表示ガイド〈事業者向け〉～食品表示基準に基づく表示～」（令和5年3月版）、15頁に基に作成。



解説

健康食品などの広告や宣伝では、虚偽誇大表示や不当表示をしてはなりません。

- 消費者の健康志向の高まりを受けて、多くの健康食品が販売されており、それら食品の広告や宣伝も活発です。
- しかし、中には健康の保持増進の効果などが必ずしも実証されていないにもかかわらず、そうした効果を期待させるような**虚偽誇大表示や不当表示（優良誤認表示や有利誤認表示）**も行われています。
- 虚偽誇大表示と不当表示は**健康増進法と景品表示法で禁止**されています。
- 例えば、健康保持増進の効果について、虚偽誇大表示などが行われ、消費者がその表示を信じてしまうと適切に**医療機関に受診する機会を逸してしまうこと**にもつながります。消費者の心身の健康を害するリスクを避けるためにも虚偽誇大表示などをしてはなりません。
- 健康食品の広告やその他の表示について、消費者庁が「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」で景品表示法や健康増進法の問題となる具体的な表示例をまとめています。



「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」は消費者庁のウェブサイトから入手することができます。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_23013_1_01.pdf



解説

虚偽誇大表示の禁止 (健康増進法第65条第1項)

何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

不当表示の禁止 (景品表示法第5条)

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの



解説

問題となる表示の例

食品の分類		問題となる表示の例
保健機能食品	特定保健用食品	■ 許可を受けた表示内容を超える表示 ■ 試験結果やグラフの使用方法が不適切な表示 ■ アンケートやモニター調査等の使用方法が不適切な表示 ■ 医師又は歯科医師の診断、治療等によることなく疾病を治癒できるかのような表示 ■ 特定保健用食品の許可の要件を満たしたものであるかのような表示
	機能性表示食品	■ 届出内容を超える表示 ■ 特定保健用食品と誤認される表示 ■ 国の評価、許可等を受けたものと誤認される表示 ■ 表示の裏付けとなる科学的根拠が合理性を欠いている場合
	栄養機能食品	■ 国が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示 ■ 国が定める基準を満たさない食品についての栄養成分の機能の表示
健康食品		■ 解消に至らない身体の組織機能等に係る不安や悩みなどの問題事項等の例示 ■ 医師又は歯科医師の診断、治療等によることなく疾病を治癒できるかのような表示 ■ 健康食品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのような表示 ■ 最上級又はこれに類する表現を用いている場合 ■ 体験談の使用方法が不適切な表示 ■ 試験結果やグラフの使用方法が不適切な表示 ■ 行政機関等の認証等に関する不適切な表示 ■ 価格等の取引条件について誤認させる表示

問題となる表示や広告例は消費者庁の「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の23-37ページで詳しく解説されているので参考にしてください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cm_s213_230131_01.pdf

(出所) 消費者庁「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(令和4年12月5日一部改定版)、23-31頁を基に作成。



解説

- 消費者庁は、健康増進法違反のおそれのある表示がないかインターネット監視を行っており、不適切な内容の表示を発見した際には、事業者に表示の修正や削除をするよう改善指導をしています。

表示されていた健康保持増進効果等の一部 (2023年4月～6月)

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
加工食品 (農産加工品、畜産加工品、水産加工品等) 【16 商品】	■ 高血圧予防、アレルギー対策、自然治癒力 UP、歯周病・口内炎、便秘解消、血管の老化防止、血液サラサラに効果を有すること等を標ぼうする表示
飲料等 (茶、コーヒー及びココア調製品、飲料、酒類) 【61 商品】	■ 高血圧抑制・血圧降下作用、花粉症対策、アレルギー症状改善、口臭・加齢臭予防、自然治癒力、老廃物排出、血液浄化、活性酸素除去、体内毒素の中和・排出、筋肉・血管・骨の老化防止、飲む脂肪吸引に効果を有すること等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品 (カプセル、錠剤、顆粒状等) 【60 商品】	■ 高血圧・動脈硬化予防、自己治癒力向上、自然免疫細胞活性化、免疫・代謝・治癒力アップ、口臭・体臭・加齢臭改善、活性酸素除去、強肝・解毒作用、宿便排出、生理不順・骨粗鬆症の改善、細胞修復促進、NK細胞活性化に効果を有すること等を標ぼうする表示 ■ 女性ホルモンの活性化に働きかけ、デトックス、むくみ解消、アンチエイジング、痩身、肥満予防に効果を有すること等を標ぼうする表示

(出所) 消費者庁「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する改善指導について(令和5年4月～6月)」(2023年8月31日)、
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_230831_01.pdf。



関連する日本及び国際的な法令・基準・ガイドライン



- 食品表示法（平成25年法律第70号）
- 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）
- 健康増進法（平成14年法律第103号）
 - 誇大表示の禁止（第65条第1項）
- 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（昭和37年法律第134号）
 - 不当な表示の禁止（第5条）

消費者の安全と知る権利

出所・参考資料・リンク集

参考資料・リンク集

●省庁・公的機関

- 消費者庁「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（令和4年12月5日一部改定版）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_230131_01.pdf
- 消費者庁「早わかり食品表示ガイド〈事業者向け〉～食品表示基準に基づく表示～」（令和5年3月版）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms202_230324_02.pdf
- 農林水産省「食品表示制度等に関する取組」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/index2.html>
- 法務省「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応（詳細版）（「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書）」2021年
<https://www.moj.go.jp/content/001376897.pdf>